

第1章

第2次計画について

第 1 節 第 2 次計画の作成と背景について

本市では、社会福祉法第 107 条に基づき、平成 22 年 3 月に地域福祉を総合的に推進することを目的に、「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念のもと、第 1 次の桐生市地域福祉計画を作成しました。また、これに連携して実際の活動・行動計画として桐生市社会福祉協議会が第 1 次の桐生市地域福祉活動計画を作成しました。

第 1 次の計画では、社会福祉法の理念に基づき地域における福祉サービスの適切な利用促進のほか、社会福祉を目的とする各事業の健全な推進、地域福祉活動への住民参加の促進などを発展させることにより地域福祉を推進してきました。具体的には、各福祉法に基づいた行政計画やその他行政事業などと連携・調整を横断的に図り、地域福祉の総合的な推進を図ってきました。また、活動計画においては、社会福祉協議会が「住民活動主体」という活動方針に基づき、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を生かしながら、市民の自主的・自発的な福祉活動を積極的に促進し、その組織化を進めてきました。

近年は、高齢者世帯が増加し、夫婦や親子ともに高齢者であることや核家族化の一段の進展、なにより隣近所をはじめとする地域のつながりの希薄化により、さまざまな弊害が生じており、社会の大きな問題となっています。この現象は本市においても顕著であり、地域を取り巻く環境は多くの福祉課題を抱えています。

このため、今回の計画では第 1 次計画の内容を総合的に踏襲しながらも、各アンケート調査や地区別懇談会で現状を把握し、必要な見直しを行いました。そして、「住民活動主体」を念頭として、地域福祉活動計画を主体とした具体的かつ行動的な内容を中心に展開しながら、第 1 次計画の「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念を引継ぎ、住民が互いに助け合い、支え合えるまちを目指します。

第2節 計画の目的

1 計画の位置づけ

本市地域福祉計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づき、同法同条の項目「1. 地域における福祉サービスの適切な利用促進に関する事項」、「2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を内容に反映させた総合的な理念計画としています。また、この計画をうけた具体的な計画として、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携など、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。

2 計画の目的

第1次計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画はそれぞれの立場において、計画を推進していましたが、第2次計画において両計画は連携して地域における福祉課題に対応し、住民、行政、社会福祉協議会、地域の団体やサービス提供事業者などさまざまな関係者と関係機関が互いに理解し協力し合いながら、地域住民一人一人が安心して生活できる「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という地域の実現を目指します。

【参考】社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第3節 計画の期間

両計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整などを考慮し、3年を目安に市民調査を実施し、必要であれば見直しを行います。

(桐生市における関連計画の期間)

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
桐生市新生総合計画（20年度から10年間）													
					第2次桐生市地域福祉計画 （5年間）								
					第2次桐生市地域福祉活動計画 （5年間）								
					第6期 桐生市高齢者保健福祉計画 （3年間）								
		桐生市障害者計画（10年間）											
					第4期桐生市障害福祉計画 （3年間）								
					桐生市子ども・子育て支援事業計画 （5年間）								
		元気織りなす桐生21（第2次）（10年間）											

第4節 計画の方針

1 第2次桐生市地域福祉計画の方針

今回の第2次桐生市地域福祉計画については、第1次計画に引き続き、桐生市の総合計画である「桐生市新生総合計画」を上位計画として、同計画の2章4節に規定する「地域福祉の充実」を推進していきます。同様に老人福祉法、介護保険法に基づく「桐生市高齢者保健福祉計画」、子ども・子育て支援法に基づく「桐生市子ども・子育て支援事業計画」、障害者基本法に基づく「桐生市障害者計画」、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「桐生市障害者福祉計画」、健康増進法、食育基本法に基づく行政計画「元氣織りなす桐生21」などと横断的に連携していきますが、福祉を大きく市民福祉と捉えると生活全般が対象となり、福祉計画として内容が希薄となるので、第2次計画は各福祉計画、事業等の範囲内で計画を作成します。そのことから、第1次計画の第4章第4節第2項の内容については本計画内に取り込まず、今後は各事業担当と連携、連絡調整していく形にします。

また、第2次計画は総合的な理念計画として位置づけ、具体的な計画やその推進については、各部門の福祉計画や「住民活動主体」を念頭として、行動的な内容を反映させた社会福祉協議会の地域福祉活動計画を中心として展開していきます。

2 第2次桐生市地域福祉活動計画の方針

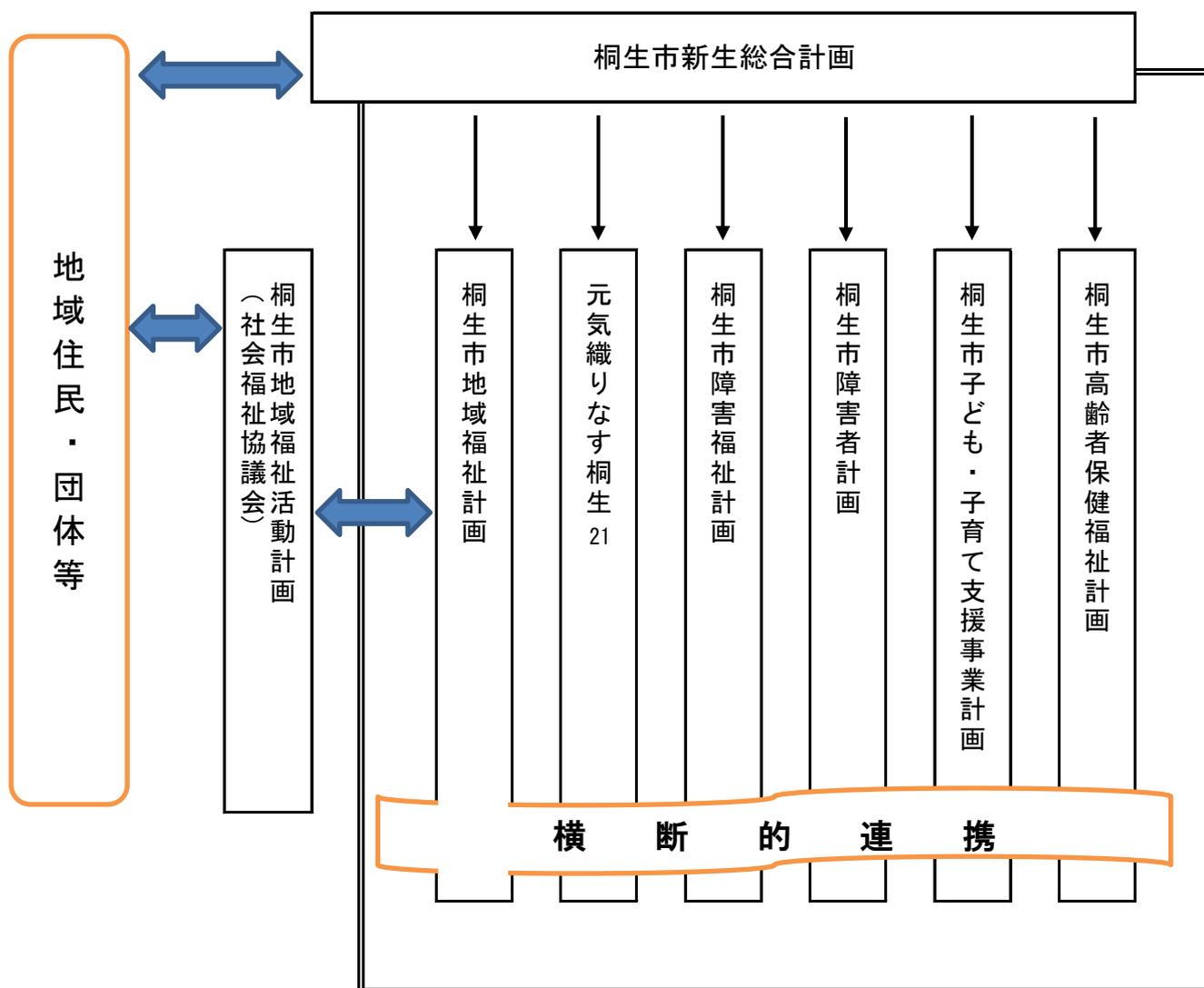
地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が作成し、住民、地域において社会福祉活動に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して作成する地域福祉の推進を目的とした行動計画です。

元来、社会福祉協議会においては、「住民活動主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。また、福祉サービスがお互いに拡充されるよう、情報交換などを行い、みどり市社会福祉協議会をはじめ、近隣の社会福祉協議会との連携を図っていきます。

そして、その特性を基盤とする地域福祉活動計画は、総合的な理念計画である地域福祉計画をうけ、実際に目に見えるような事業や施策を展開していきます。

また、今回は地域福祉計画内に地域福祉活動計画の内容を載せて、両計画の位置づけや住民とのつながりを明記しています。

(地域福祉計画・地域福祉活動計画と地域・住民、関連計画との関係)



第5節 作成の方法

1 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会

桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者など24人の委員で構成され、両計画の全般について審議を行いました。

2 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会作業部会

推進委員会の作業を円滑にするため桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会作業部会を設置しました。同部会は、市職員6人及び社会福祉協議会職員3人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

3 地域の現状や課題の把握方法

（1）地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）

両計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象に市民アンケートを実施。835人から回答を得ました。

（2）地域福祉に関するアンケート調査（福祉団体関係者対象）

両計画に地域福祉に対する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、推進委員会に関係する福祉団体の長など関係者121人対象にアンケートを実施。66人から回答を得ました。

（3）地域福祉活動計画地区別懇談会

計画作成の過程で公民館などにおいて地区別懇談会を実施し、新たな地域福祉課題の把握及びその解決策などについて、参加者から意見をいただきました。

- 開催回数 6回 地域包括支援センター圏域別（新里、黒保根地区は別開催）
- 参加者 自治会役員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員
- 参加人数 延べ283人